

請願第5号

区画整理事業「鶴川駅北地区」及び「鶴川駅南地区」における請願

請願要旨：区画整理事業「鶴川駅北地区」及び「鶴川駅南地区」及びその区域における、現在状況を悪化させる行為の是正・その事業計画の歪みのは正・民意を反映しない日程及び行政手続のは正の為、下記、請願項目を採択されたし。

請願項目：

1. (町 8・6・1) 歩行者道路を、原案を変更又は追加し、鶴川駅南側北側とともに、概ね小田急線路に沿い西向きにエスカレーター・エレベーター・階段等出入口の確保、場合によっては、既存鶴川駅北側改札口位置への出入口の確保、既存鶴川駅南側臨時改札の正式な存続を含め、東西南北へ出入口を確保することを求む。
2. (町 3・3・28) 鶴川駅北側ロータリーの中央部に (町 3・4・18) 都道より南側に合流する市道のロータリー側から見て左折一方通行実施の廃止及び、(町 3・3・28) 鶴川駅北側ロータリーの原則、終日の一般車両の利用可能の実施、併せて、(鶴川駅南側地区施設) 駅前広場における、原則、終日の一般車両の利用可能の実施を求む。
3. 鶴川 1 号踏切を南北に縦断する区画道路（予定幅員 6 m）の幅員を 1・2 m程度に拡幅し、同時に、歩道を付することを求む。
4. 都市計画法第十六条における区画整理事業「鶴川駅北地区」及び「鶴川駅南地区」の地区計画（原案）に関する縦覧以降の予定（都市計画法第十七条における縦覧～町田市都市計画審議会実施～地区計画等の決定・変更告示）を 6 か月から 1 年程度先延ばすことを求む。